



ながさき

トラック広報



トピックス

- ◎ 安全衛生管理実務担当者研修
- ◎ 荷役災害防止担当者研修
- ◎ 物流問題解決に向けたオンライン説明会
- ◎ 秋の全国交通安全運動

(公社)長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2025

9

1. 令和7年度長崎県産業安全衛生大会	1
2. 陸運業の安全衛生管理実務担当者研修	3
3. 荷役災害防止担当者研修（陸運事業者・荷主等向け）	4
4. トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会	5
5. 令和7年秋の全国交通安全運動の実施について	6
6. 全ト協だより	
○ 自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の上限規制に関する周知広報について（協力依頼）	12
○ トラック運送業界の景況感（4月～6月期）	15
○ 軽油価格の調査結果（6月分）	19
7. 国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について	20
8. 協会だより	
○ 令和7年度助成事業について	22
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	24
9. ドライバー体験記 ～鹿の飛び出し～	28
10. 陸災防だより	
○ 技能講習のお知らせ	29
○ 陸運と安全衛生	30
11. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のすすめ	38
12. 諫早T・Sのご案内	40

表紙写真：伊王島大橋 長崎市

長崎市香焼町と、長崎市の中心部から南西海上10kmに位置する伊王島を結ぶ橋長876mの橋。伊王島は、かつては炭鉱の島として栄え、天然温泉施設を中心としたリゾートの島として知られる。夕陽をバックに見る伊王島大橋は美しく、一見の価値あり。透明度の高い海を真下に、景色を眺めながら歩いて渡ることできる。天気が良ければ端島（軍艦島）まで見渡すことができる。

参加費用

無 料

どなたでも参加できますが、二次元コードでの申込みが必要です



令和7年度 長崎県産業 安全衛生大会

12:30より
会場前のラウンジで
展示ブースを
開設

6年ぶりに対面で開催します

令和7年10月22日(水)

13:30~16:00

(開場時間 12:30)

会 場

ベネックス長崎ブリックホール 国際会議場

大 会 内 容

表彰、基調講演、特別講演、大会宣言 他

主 催 長崎労働局

共 催 (一社)長崎県労働基準協会

長崎産業保健総合支援センター

後 援 林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部、港湾

貨物運送事業労働災害防止協会九州総支部長崎支部、

(一社)日本クレーン協会長崎支部、長崎県建設産業労働組合、建設業労働災害防止協会長崎

県支部、長崎県経営者協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長崎県支部、(公社)建設

荷役車両安全技術協会長崎県支部、長崎県小売業+Safe協議会、長崎県介護施設+Safe協

議会

特
別
講
演

長崎北陽台高校
ラグビー部元監督
浦 敏明 先生



大会プログラム

- 開 会 開会のことば、長崎労働局長あいさつ
- 表 彰 長崎労働局長表彰、長崎県労働基準協会長表彰、各災害防止団体(会長)表彰・披露
- 基調講演「最近の労働安全衛生行政の動きについて」
長崎労働局 労働基準部 健康安全課長 近本 佳美
- 基調講演「メンタルヘルス疾患における復職支援」
日本労働安全衛生コンサルタント会 長崎支部 支部長 田川宜昌 医師
- 特別講演「『鉄になれ！！』とはなにか？ ～長崎北陽台高校ラグビー部の神髄～」
長崎北陽台高校ラグビー部元監督 浦 敏明 先生
- 閉 会 大会宣言、閉会のことば

会場アクセス

- 会 場 ベネックス長崎ブリックホール 国際会議場
(長崎市茂里町2-38)
- 交 通 JR浦上駅より徒歩5分
路面電車「茂里町電停」より徒歩3分
隣接 市営茂里町駐車場(最初の30分130円、
その後30分毎に120円)



申し込み方法

- 以下の二次元コード(URL)から専用サイトにログインし、参加者登録を行って下さい。



参加は無料です

(URL <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou42/kentaikai>)

- 二次元コード(URL)で申し込みが困難な場合は、この用紙をそのまま FAX で(一社)長崎県労働基準協会 (FAX 095-849-2458)に申し込みいただくことも可能です。

令和7年度 長崎県産業安全衛生大会 参加申込書			
事業場名	事業場所在地	参加者氏名	連絡先(携帯可)

お問い合わせはこちら ➤ 長崎労働局 労働基準部 健康安全課
所在地 長崎市万才町7番1号 TBM 長崎ビル 6 階 電話 095-801-0032

参加費
無料

厚生労働省補助事業

陸運業の 安全衛生管理実務担当者研修

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推進者を選任しなければなりません。

- ・名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか？
- ・適切な安全衛生管理は行われていますか？

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。

令和7年 10月29日(水) 13:30-16:00

会場名：長崎県トラック協会研修会館 住所：長崎市松原町2651-3

研修の内容

- 1 陸運業における労働災害発生状況
- 2 安全衛生推進者の職務
- 3 モデル安全衛生管理規程
- 4 災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践

- ・定員：50名
- ・申込締切：10月17日(金) ただし、定員に達し次第締め切ります。

※受講票等は送付しません。

- ・受講証明：研修受講者には、受講証明書をお渡しします。

(本研修は、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)

お問合せ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長崎県支部 TEL 095-813-8500

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

(送信先FAX095-839-8508)

ふりがな 参加者氏名		
事業場名		
所在地	〒 -	
電話・担当者氏名	TEL() - ご担当者	

荷役災害防止担当者研修

(陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、**荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）**の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和7年11月26日(水) 13:00-17:00

開催場所 長崎県トラック協会研修会館
(長崎県長崎市松原町2651-3)

定員 50名(先着順です)

内容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 無料

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防長崎県支部までファックスでお申込み下さい。
なお、受講票等は送付いたしません。

申込締切は、令和7年11月14日(金)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、**受講証明書**をお渡しします。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)長崎県支部 TEL: 095-813-8500

(切り取らずにそのままご送信ください。)



参加申込書

FAX. 095-839-8508

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種:)		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒 — 電話番号 () — — にご担当者		

国土交通省 運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会【第26回】開催

開催日時：令和7年9月26日(金) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートを実施しています👉

【主な質問】（荷主に対して）トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
（トラック事業者に対して）今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

（今月のNEWS） 改正トラック法(令和7年6月11日公布)に基づいた運送委託書面交付義務

- （1）利用運送事業者が元請事業者として荷主と運送契約を結び、相互書面交付、さらに運送委託する事業者に対し利用運送の書面交付。
- （2）運送委託を2次請けまでとする努力義務。

＜パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース＞



※赤字・赤枠が変更点

＜パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース＞



- ①：第12条の規定に基づく書面交付（真荷主⇔トラック事業者・利用運送事業者）
- ②：第24条の規定に基づく書面交付（トラック事業者・利用運送事業者 ⇒ トラック事業者・利用運送事業者）

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。👉
（例）“いつも荷待ちをさせられる”、“こんな作業までさせられている”、“運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

令 和 7 年

秋の全国交通安全運動の実施

～見えないを 見えるに変える 反射材～

9月21日(日)～30日(火)



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品(令和6年度知事賞)
大村市立富の原小学校6年(当時)
御厨 麻智さんの作品

重 点

- 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

守ろう交通ルール
高めよう交通マナー

令和7年長崎県交通安全年間スローガン

本年も9月21日から、秋の全国交通安全運動が実施されます。

会員事業所におかれては、この交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本運動の実施結果については、別紙報告書により10月10日(金)までに県ト協あて郵送(FAX可095-839-8508)していただきますようお願いいたします。

県内統一行事

9月22日(月)	街頭指導活動強化の日 広 報 活 動	登下校指導、こども・高齢歩行者の道路横断時の保護誘導などの街頭指導を強化します。 また、交通安全意識向上のための呼び掛けを強化します。
9月26日(金)	飲酒運転根絶強化の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
9月30日(火)	交通事故死ゼロを目指す日	県民一人一人が交通事故を起こさないよう、遭わないよう呼びかけます。

令和 7 年秋の全国交通安全運動実施要領

(公社) 長崎県トラック協会

1 目 的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和 7 年秋の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和 7 年 9 月 21 日(日)～ 9 月 30 日(火)

3 重点実施事項

- (1) 安全運行の確保
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (5) 子供と高齢者の交通事故防止
- (6) 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶
- (7) 広報活動の推進

実 施 細 目

1. 安全運行の確保

事業者等は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 運行管理の徹底

- ① 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最優先であるという意識を社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- ② 事業者及び統括運行管理者・運行管理者（以下「事業者等」という。）は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、過労運転や睡眠不足による事故を防止するため、日々の点呼等における運転者の疲労、睡眠不足の状態の確認や、適切な運行指示書の作成などの運行管理を徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状

況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図る。

- ⑤ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作を絶対に行わないよう指導を徹底する。
- ⑥ 事業者等は、運転者に対して妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導を徹底する。
- ⑦ 事業者等は、運転者に対して車高、視野、死角、内輪差、制動距離等自動車の構造上の特性を把握させ、安全確保を徹底するよう指導する。また、進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、特に後退時等には周囲の歩行者等に対して警報を発する装置を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないよう指導を徹底する。
- ⑧ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

(2) 過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送（積載）計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

(3) 踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラの輸送の安全確保

事業者等は、保安基準緩和の認定を受けた大型トラクタ・トレーラの運行にあたっては、緩和認定の際に付された保安上の制限事項を遵守するとともに、特に速度制限装置の自主点検を実施する等、違法改造の防止に努めるほか、高速道路における第一通行帯の走行を徹底させ、輸送の安全確保に努める。

(5) 追突事故、交差点事故などの防止

事業者等は、追突事故防止について、運転者に対して道路、交通、気象等の状況に応じた安全な速度で走行し、適切な車間距離を保持するとともに、特に高速道路においては、先行車の動きに十分注意して無理な追従をしないよう、国交省制作の「トラック追突事故防止マニュアル」等を活用した指導を徹底し、追突事故防止対策の強化を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を図る。

交差点事故の防止については、横断歩道手前での最徐行又は一時停止の励行と、左右をバランスよく安全確認することを徹底させ、交差点左折時の自転車巻き込み事故及び右折時の横断歩行者との事故防止の徹底を図る。

また、事業用自動車事故委員会の調査報告書に提言されている再発防止対策を推進する。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの（危険物に関する）情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

(7) 省エネ運転の実践・励行

事業者等は、運転者に対してCO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を励行させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（急減速）運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めにエンジnbrake等を適切に使う。

2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し、車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は、日常点検・定期点検を確実に実施する。
- (2) 車輪脱落やスベアタイヤ落下等による事故防止を徹底するため、タイヤ交換時等におけるホイールナットの適切な締付け及び日常・定期点検等におけるボルトの緩み、破損の有無の確認励行を徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させる。
- (4) 突入防止装置の取外し、速度抑制装置の解除・取外し等不正改造の排除について徹底する。
- (5) 無車検車両及び無保険車両は運行しない。

3. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

(1) 着用の励行

事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・

帰庫時に確認するなどして適正なシートベルトの着用を指導する。

(2) 取付け状況の点検

事業者等は、装備されているシートベルトの取付け状況を点検し、常に使用可能な状態を保つように努める。

4. 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進

- (1) 事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の視界不良の点灯について指導を徹底する。
- (2) 事業者等は、運転者に対して夜間走行時、他の交通の幻惑など交通に支障がない場合は、前照灯を上向きにするなど、夜間の視界の確保について指導を徹底する。
- (3) 事業者等は、運転者に対してトンネル内におけるライトの点灯について指導を徹底する。

5. 子供と高齢者の交通事故防止

- (1) 事業者等は、運転者に対して「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう指導し、特に子供、高齢者、障害者等には配慮し、目にしたときは、常に徐行することを励行させ、子供等が自転車に乗車中にある場合は、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。
- (2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

6. 飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶

- (1) 事業者等は、運転者に対して飲酒運転あるいは危険ドラッグ、覚せい剤使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、アルコール検知器の適切な使用など厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒運転及び危険ドラッグ、覚せい剤使用の根絶を図る。
- (2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。
 - ① 酒を飲んだら運転しない。
 - ② 運転する前には、酒を飲まない。
 - ③ 運転する人には、酒を出さない。

7. 広報活動の推進

- (1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。
- (2) 会員事業所にあつては、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

事業者用

令和7年秋の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名			
1 事業用自動車の安全運行の確保 (1) 具体的な実施内容 (2) 研修、教育、幹部の巡視等			
実施年月日	実 施 内 容	出席者数	
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】			
3ヶ月		12ヶ月	
計画	実績	計画	実績
台	台	台	台
良 ・ 否			
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底 (1) 着用できる状態であるかの点検状況 (2) シートベルト着用状況			
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】 (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 「横断歩道「止まらば運動」」及び「安全横断「手のひら運動」」の推進 (2) 高齢運転者の交通事故防止 (3) 脇見・ぼんやり・ながら運転の防止 (4) 飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転の根絶 (5) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用 (6) 夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯の励行			
5 広報活動の推進			
	掲示場所	個数(枚数)	内 容
垂幕・旗			
ポスター			
立看板			
6 その他特記事項			
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)			
事故件数:	件	死者:	名
		負傷者:	名

※トラック協会に10月10日(金)迄に報告してください。

全ト協だより

自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の 上限規制に関する周知広報について（協力依頼）

標記の件について、全ト協より協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

事 務 連 絡
令和7年8月14日

公益社団法人 全日本トラック協会 御中

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

自動車運転者・建設業等に対する時間外労働の 上限規制に関する周知広報について（協力依頼）

日頃より、労働基準行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省において、令和6年4月より時間外労働の上限規制が適用開始となった自動車運転の業務、建設の事業に関して、荷主や発注者等の取引関係者による取引慣行の改善に向けた機運の醸成が一層図られるよう、新たに俳優の玉木宏さんを起用したPR動画等を作成いたしました。

これまでも時間外労働の上限規制の遵守に向けた取組を促しながら、取引関係者に荷待ち時間の削減や適正な工期の設定等への理解と協力を呼びかけてきたところですが、今年度においては、特に取引関係者による取組に着目し、下記特設サイト及び各ポータルサイトを通じて情報発信を行ってまいります。

つきましては、周知用リーフレット及びポスターを送付いたしますので、特設サイト及び各ポータルサイトについて、各会員に対する周知の御協力をお願いいたします。なお、リーフレット・ポスターの数に限りがあることから、関係者等に周知いただく際には、特設サイト・ポータルサイトのURLをご活用ください。

また、玉木宏さんをイメージキャラクターに起用した周知用リーフレットやポスター等を広報誌等に掲載する場合には、本周知広報事業の受託者及び玉木宏さんの所属事務所等の確認が必要となりますので、事前に下記担当までご連絡等いただきますようお願いいたします。

○建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト「はたらきかたススめ」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

○自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

○建設業従事者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://kensetsu-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

（担当）

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

濱田、佐藤

TEL 03-5253-1111（内線5525）

工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方
貸切バスを発注される方へ

もっと！ はたらきかた ススメ！

Promote
Work Style
Reforms!

建設業従事者、
トラックドライバー、
バス運転者にも、

2024年4月から時間外労働の
上限規制が適用されています。

皆さまで力を合わせて、
働き方改革に取り組みましょう！

働き方改革
コンダクター
玉木 宏

建設業従事者



週休2日を確保可能な
適正な工期・代金による
工事の受発注をお願いします。



トラックドライバー

荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた
取組をお願いします。適正な運賃・料金の
収受に向けた話し合いをお願いします。



バス運転者

行程やダイヤについて
話し合いをお願いします。





今、
始めよう!

発注者・荷主の皆さまに 取り組んでいただきたいこと

建設業従事者について

工期が短いと、
週休2日を
確保できない…



工事の受注・発注に当たっては、
週休2日を確保可能な
適正な工期の設定を。

工事の受注・発注に
当たっては、適切な金額
での契約を心がけましょう。

トラックドライバーについて

長時間の
荷待ちや
荷役作業が
負担…



荷待ち・荷役等時間短縮のため、
適切な日時指定、予約システム
の導入など効率化の工夫を。

「標準的運賃」を参考に、
運賃や荷待ち、荷役作業の
料金の見直しをしましょう。

バス運転者について

運行スケジュール
によっては、
休憩や休息が
とれない…



貸切バスや送迎バス、
コミュニティバスの発注の際は、
改善基準告示に沿った
運行ができるよう
行程やダイヤについて
バス事業者とよく話し合いを。

こちら
チェック!

物流・建設業界では、新たなルールが始まっています。



新物流効率化法

物流効率化法
理解促進
ポータルサイト



- ✓ すべての荷主・物流事業者が物流効率化のために取り組むべき措置(積載効率の向上・荷待ち・荷役等時間の短縮)についての努力義務を規定。
令和7年
4月施行
- ✓ 一定規模以上の荷主・物流事業者について特定事業者として指定し、物流効率化の取組に関する中長期計画の作成、定期報告の義務を規定。
令和8年
4月施行予定
- ✓ 一定規模以上の特定荷主について、物流統括管理者の選任の義務を規定。
令和8年
4月施行予定

改正建設業法

改正建設業法
ポイント
解説ページ



- ✓ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項とする義務を規定。
令和6年
12月施行
- ✓ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(公共工事では義務)を規定。
令和6年
12月施行
- ✓ 適正な労務費等の確保と行き渡りのため、著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止を規定。
令和7年
12月に施行
- ✓ 受注者にも工期ダンピングの禁止を規定。
令和7年
12月までに施行

▼ 詳しくは各種サイトをご確認ください。 ▼

はたらきかたススめ

建設業従事者、トラック・バス・タクシードライバーの働き方改革を進めるために私たち一人ひとりができる取り組みを掲載しています。



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

時間外労働の上限規制や改善基準告示をはじめ、トラック事業者の方、荷主の方双方に向けた情報を掲載しています。



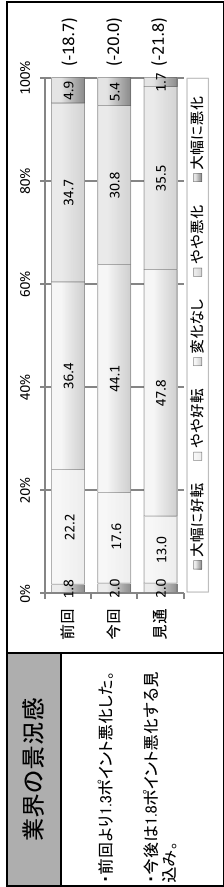
建設業従事者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

建設業の概況や発注者向け・建設事業者向け情報、各種相談窓口等に関する情報を発信しています。

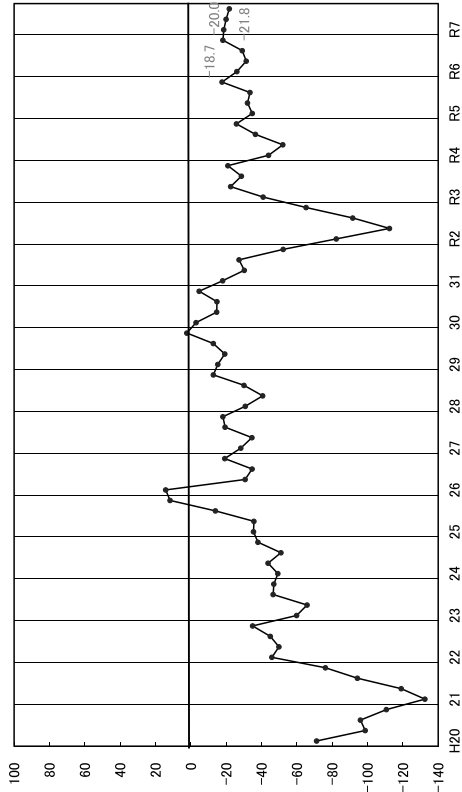


1 業界の景況感:今回(令和7年4月～6月期)の概況と今後の見通し

今回の状況	・輸送量は減少傾向に転じ、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇分を十分転嫁できず、営業利益・経常利益が悪化傾向にあることから、景況感は前回▲18.7から▲20.0へ1.3ポイント悪化した。
今後の見通し	・来期の見通しは、米関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲20.0から▲21.8へ1.8ポイント悪化する見込みである。



トラック運送業界の景況感(業況判断DI)の推移(H20以降)



(注1) 各グラフ(3段の縦棒グラフ)の上段は前回(R7.1月～3月期)の状況、中段は今回(R7.4月～6月期)の状況、下段は今後(R7.7月～9月期)の見通しを示す。いずれも、前年同期比の回答である。

(注2) 各グラフ(3段の縦棒グラフ)の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(注3) 各グラフ(3段の縦棒グラフ)右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A(設問Aの回答者数) = $a1 + a2 + a3 + a4 + a5$ (設問Aの選択肢1～5の回答数の和)

指標 = $(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5) \div A \times 100$

第130回

トラック運送業界の景況感(速報)

令和7年4月～6月期

2025年6月の日銀短観調査によると、大企業の業況判断DIは製造業が13(前回比+1)、非製造業が34(同▲1)と推移している。

しかし、トラック運送業界においては、一般貨物は輸送数量、運賃・料金の水準は悪化傾向に転じ、燃料価格の高止まりや物価高による輸送原価の上昇分を十分転嫁できない状態が継続、営業利益・経常利益の悪化を反映し、景況感は前回▲18.7から▲20.0へ1.3ポイント悪化した。

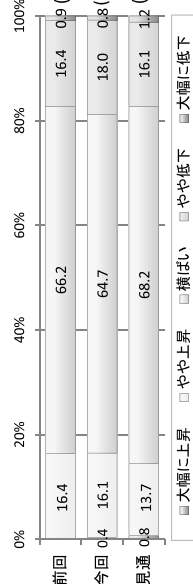
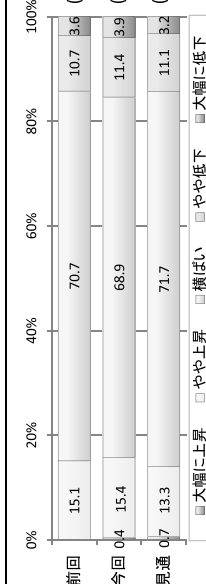
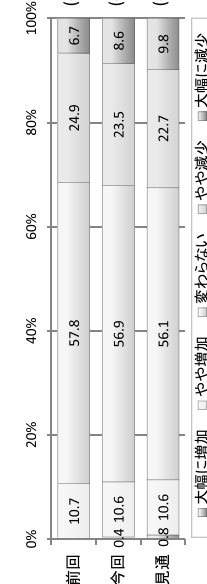
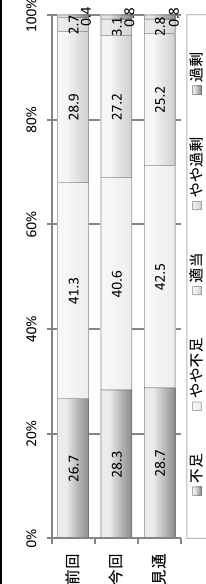
なお、来期の見通しは、米関税政策がもたらす事業環境の不透明化や人材不足、物価上昇等を反映し、景況感は今回▲20.0から▲21.8へ1.8ポイント悪化する見込みである。

令和7年8月18日

公益社団法人 全日本トラック協会

2 共通の概況①:今回(令和7年4月～6月期)の状況と今後の見通し

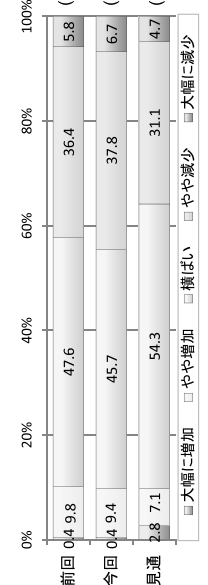
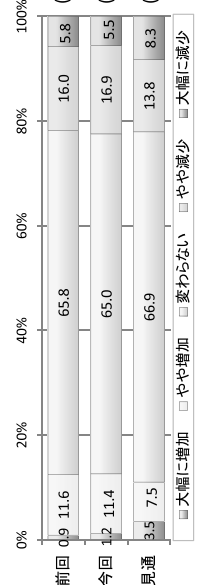
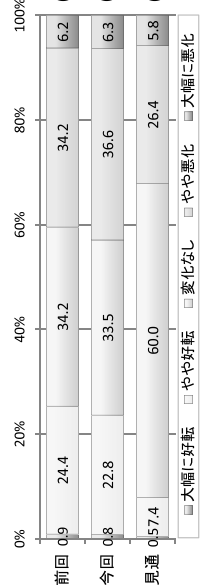
今回の状況	・ 実働率は▲2.7(前回▲1.8)と0.9ポイント悪化、実車率は▲3.1(前回▲2.7)と0.4ポイント悪化し、輸送効率は悪化した。 ・ 運転者の採用動向は▲29.4(前回▲27.6)と1.8ポイント低下、運転者の雇用動向(労働力の不足感)は92.5(前回91.1)と1.4ポイント上昇し、労働力の不足感是一段と高くなった。
今後の見通し	・ 実働率は▲3.1(今回▲2.7)と0.4ポイント悪化、実車率は▲2.9(今回▲3.1)と0.2ポイント改善する見込みである。 ・ 運転者の採用動向は▲30.2(今回▲29.4)と0.8ポイント低下し、運転者の雇用動向は95.7(今回92.5)と3.2ポイント上昇し、労働力の不足感是一段と強くなる見込みである。

実働率	・前回より0.9ポイント悪化した。 ・今後は0.4ポイント悪化する見込み。							
	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>実働率</td><td>16.4</td><td>16.1</td><td>13.7</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	実働率	16.4	16.1
項目	前回	今回	見通し					
実働率	16.4	16.1	13.7					
実車率	・前回より0.4ポイント悪化した。 ・今後は0.2ポイント改善する見込み。							
	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>実車率</td><td>15.1</td><td>15.4</td><td>13.3</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	実車率	15.1	15.4
項目	前回	今回	見通し					
実車率	15.1	15.4	13.3					
運転者の採用動向	・前回より1.8ポイント低下した。 ・今後は0.8ポイント低下する見込み。							
	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>採用動向</td><td>10.7</td><td>10.6</td><td>10.6</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	採用動向	10.7	10.6
項目	前回	今回	見通し					
採用動向	10.7	10.6	10.6					
運転者の雇用動向 (労働力の不足感)	・前回より1.4ポイント上昇した(不足感が強くなった)。 ・今後は3.2ポイント上昇する見込み。							
	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>雇用動向</td><td>26.7</td><td>28.3</td><td>28.7</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	雇用動向	26.7	28.3
項目	前回	今回	見通し					
雇用動向	26.7	28.3	28.7					

(注4)雇用状況については、上段は前前前前(前7.1月～3月期)の状況、中段は今回(前7.4月～6月期)の状況、下段は今後(前7.7月～9月期)の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を、見通しは「前年同期比の見通し」を掲げている。

3 共通の概況②:今回(令和7年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 所定外労働時間は▲40.9(前回▲37.3)と3.6ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲14.2(前回▲14.2)と横ばいである。 ・ 経常損益は、運送原価アップに対して十分に価格転嫁できていない状況を反映し、▲24.8(前回▲20.4)と4.4ポイント悪化した。
今後の見通し	・ 所定外労働時間は▲28.0(今回▲40.9)と12.9ポイント増加し、貨物の再委託は▲15.7(今回▲14.2)と1.5ポイント減少の見込みである。 ・ 経常損益は、運送原価アップに対して十分に価格転嫁できていない状況を反映し、▲29.5(前回▲24.8)と4.7ポイント悪化する見込みである。

所定外労働時間	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>所定外労働時間</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>2.8</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	所定外労働時間	0.4	0.4	2.8
項目	前回	今回	見通し						
所定外労働時間	0.4	0.4	2.8						
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>再委託割合</td><td>0.9</td><td>1.2</td><td>3.5</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	再委託割合	0.9	1.2	3.5
項目	前回	今回	見通し						
再委託割合	0.9	1.2	3.5						
経常損益	 <table><tr><th>項目</th><th>前回</th><th>今回</th><th>見通し</th></tr><tr><td>経常損益</td><td>0.9</td><td>0.8</td><td>0.5</td></tr></table>	項目	前回	今回	見通し	経常損益	0.9	0.8	0.5
項目	前回	今回	見通し						
経常損益	0.9	0.8	0.5						

【調査の概要】

平成5年3月より開始、以降3か月ごとに実施。第130回調査は、令和7年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和7年7月31日回収分までを集計。

特種	一般	回答事業者全体
92	471	521

4 一般貨物:今回(令和7年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	- 一般貨物では、輸送数量は▲9.9(前回11.9)と11.8ポイント悪化、運賃・料金の水準は21.0(前回34.3)と13.3ポイント悪化したことから、営業収入(売上高)は▲5.6(前回4.3)と9.9ポイント悪化した。 - 営業利益は運送原価上昇に対して価格転嫁が十分に進捗していないことから、▲35.6(前回▲23.7)と11.9ポイント悪化した。
今後の見通し	- 一般貨物では、輸送数量は▲13.7(今回▲9.9)と3.8ポイント悪化、運賃・料金の水準は9.0(今回21.0)と12.0ポイント悪化することから、営業収入(売上高)は▲7.9(今回▲5.6)と▲2.3ポイント悪化する見込みである。 - 営業利益は、来期の事業環境の不透明感を反映し、▲38.9(今回▲35.6)と3.3ポイント悪化する見込みである。

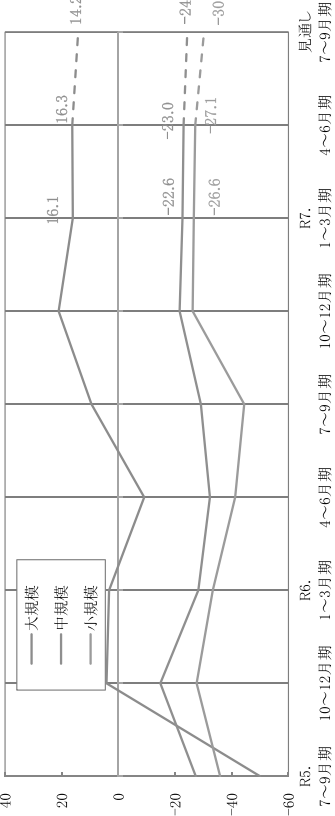
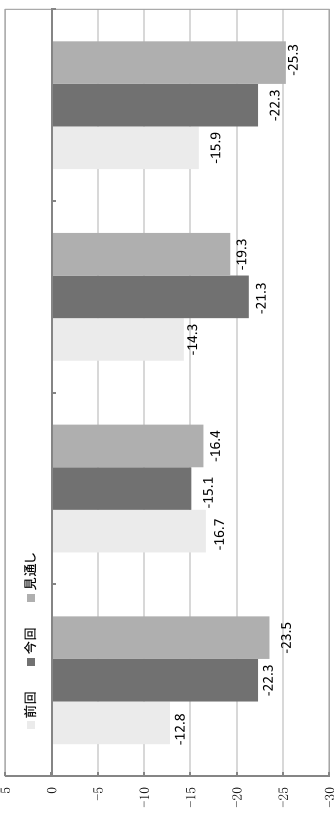
輸送数量	・前回より11.8ポイント悪化した。 ・今後は3.8ポイント悪化する見込み。											
	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>1.9</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>2.1</td><td>大幅に増加</td></tr><tr><td>見通</td><td>1.3</td><td>やや増加</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	1.9		今回	2.1	大幅に増加	見通	1.3
項目	値	変化										
前回	1.9											
今回	2.1	大幅に増加										
見通	1.3	やや増加										
運賃・料金の水準	・前回より13.9ポイント悪化した。 ・今後は12.0ポイント悪化する見込み。											
	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>0.5</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>0.4</td><td>やや減少</td></tr><tr><td>見通</td><td>0.4</td><td>やや減少</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	0.5		今回	0.4	やや減少	見通	0.4
項目	値	変化										
前回	0.5											
今回	0.4	やや減少										
見通	0.4	やや減少										
営業収入(売上高)	・前回より9.9ポイント悪化した。 ・今後は2.3ポイント悪化する見込み。											
	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>0.4</td><td>やや減少</td></tr><tr><td>見通</td><td>0.5</td><td>やや減少</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	1.0		今回	0.4	やや減少	見通	0.5
項目	値	変化										
前回	1.0											
今回	0.4	やや減少										
見通	0.5	やや減少										
営業利益	・前回より11.9ポイント悪化した。 ・今後は3.3ポイント悪化する見込み。											
	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>0.9</td><td>やや減少</td></tr><tr><td>見通</td><td>0.4</td><td>大幅に減少</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	1.0		今回	0.9	やや減少	見通	0.4
項目	値	変化										
前回	1.0											
今回	0.9	やや減少										
見通	0.4	大幅に減少										

※特積貨物の指数は、「毛配貨物」及び「毛配以外の貨物」の各指数を統合

5 特積貨物:今回(令和7年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	・ 特積貨物では、輸送数量は10.7(前回8.1)と2.6ポイント改善、運賃・料金の水準は25.3(前回40.5)と15.2ポイント悪化し、営業収入(売上高)は7.3(前回5.4)と1.9ポイント改善した。 ・ 営業利益は▲8.8(前回▲2.7)と6.1ポイント悪化した。												
今後の見通し	・ 運賃・料金の水準は18.2(今回25.3)と7.1ポイント悪化するものの、特積貨物では、輸送数量は16.4(今回10.7)と5.7ポイント改善、営業収入(売上高)は11.1(今回7.3)と3.8ポイント改善する見込みである。 ・ 営業利益は6.0(今回▲8.8)と14.8ポイント改善する見込みである。												
輸送数量	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>5.4</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>4.0</td><td>やや増加</td></tr><tr><td>見通</td><td>2.7</td><td>大幅に増加</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	5.4		今回	4.0	やや増加	見通	2.7	大幅に増加
項目	値	変化											
前回	5.4												
今回	4.0	やや増加											
見通	2.7	大幅に増加											
運賃・料金の水準	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>54.1</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>34.7</td><td>やや上昇</td></tr><tr><td>見通</td><td>27.3</td><td>やや下落</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	54.1		今回	34.7	やや上昇	見通	27.3	やや下落
項目	値	変化											
前回	54.1												
今回	34.7	やや上昇											
見通	27.3	やや下落											
営業収入(売上高)	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>35.1</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>30.9</td><td>やや減少</td></tr><tr><td>見通</td><td>25.9</td><td>大幅に増加</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	35.1		今回	30.9	やや減少	見通	25.9	大幅に増加
項目	値	変化											
前回	35.1												
今回	30.9	やや減少											
見通	25.9	大幅に増加											
営業利益	<table><tr><th>項目</th><th>値</th><th>変化</th></tr><tr><td>前回</td><td>45.9</td><td></td></tr><tr><td>今回</td><td>26.3</td><td>やや減少</td></tr><tr><td>見通</td><td>25.3</td><td>大幅に減少</td></tr></table>	項目	値	変化	前回	45.9		今回	26.3	やや減少	見通	25.3	大幅に減少
項目	値	変化											
前回	45.9												
今回	26.3	やや減少											
見通	25.3	大幅に減少											

6 事業者特性別の特徴①：規模別・品目別 業界の景況感

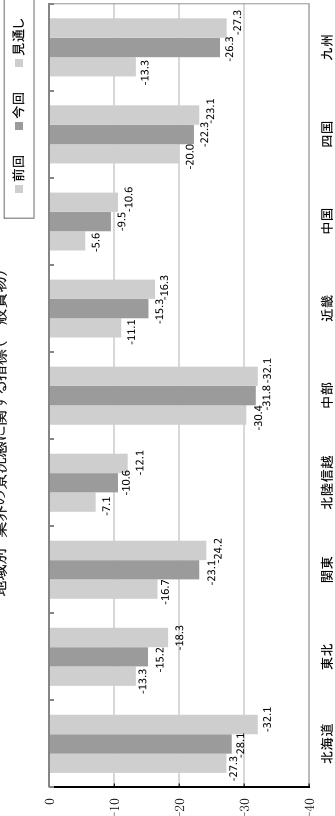
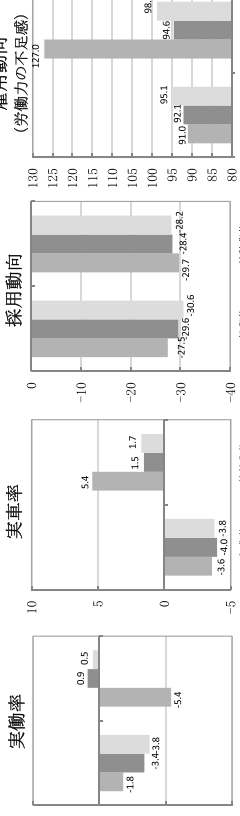
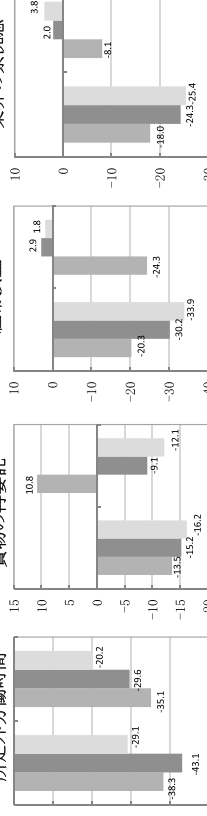
規 模 (注5)	事業者規模別 業界の景況感に関する指標の推移									
	・大規模事業者：16.3(前回16.1)と0.2ポイント改善、今後は14.2と1.2ポイント悪化見通し。 ・中規模事業者：▲23.0(前回▲22.6)と0.4ポイント悪化、今後は▲24.3と1.3ポイント悪化見通し。 ・小規模事業者：▲27.1(前回▲26.6)と0.5ポイント悪化、今後は▲30.2と3.1ポイント悪化見通し。 									
品 目 (注6)	品目別 業界の景況感に関する指標（一般貨物）									
	・消費関連貨物：▲22.3(前回▲12.8)と9.5ポイント悪化、今後は▲23.5と1.2ポイント悪化見通し。 ・建設関連貨物：▲15.1(前回▲16.7)と1.6ポイント改善、今後は▲16.4と1.3ポイント悪化見通し。 ・機械関連貨物：▲21.3(前回▲14.3)と7.0ポイント悪化、今後は▲19.3と2.0ポイント改善見通し。 ・その他貨物：▲22.3(前回▲15.9)と6.4ポイント悪化、今後は▲25.3と3.0ポイント悪化見通し。 									

(注5) 規模別分類
大規模事業者：101両以上 中規模事業者：21両以上100両以下 小規模事業者：20両以下

(注6) 品目別分類
消費関連貨物：農水産品、食料工業品、日用品など
建設関連貨物：林産品、砂利、砂、石材、建設用資材、窯業品（セメント等）など
機械関連貨物：電気機械（家電含む）、輸送機械（自動車等）など
その他貨物：石炭、原油、化学、紙・パルプなど

品目別業界の景況感に関する指標は、「一般貨物」の輸送品目について1位の回答を反映している。

7 事業者特性別の特徴②：地域別・事業形態別 業界の景況感等

地 域 (注7)	地域別の今期実績は、輸送数量の減少、原価上昇分の転嫁が十分でないことから、全て地域で悪化した。 ・来期の見通しは、物価高による輸送原価上昇及び米関税政策の動向による事業環境の不透明感を反映し、全ての地域で悪化する見込みである。									
	地域別 業界の景況感に関する指標（一般貨物） 									
事業形態別 (注8)	・採用動向は▲30前後で推移し、一般貨物で労働力の不足感が強まった。 ・経常損益は、一般貨物で悪化したが一、特積貨物は改善した。 ・業界の景況感については、一般貨物は経常損益の悪化を繰り込み、▲24.3と前期比6.3ポイント悪化、特積貨物は2.0と前期比10.1ポイント改善した。来期見通しは一般貨物は悪化、特積貨物は改善する見込みである。									
	雇用動向 (労働力の不足感)  業界の景況感 									

(注7) 地域分類は地方運輸局管轄地域区分に基づく。なお、グラフは一般貨物の事業のみ集計している。

(注8) 事業形態の分類は、「一般貨物」及び「特積貨物」である。

軽油価格の調査結果（6月分）

6月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	122.72	111.27	124.02
全国(沖縄除)	122.63	110.58	121.48

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	121.01	111.69	124.31
出光昭和シェル	126.36	111.08	121.36
キ グ ナ ス			
コ ス モ	121.50	106.85	136.50
そ の 他	117.90	111.25	123.74

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満	124.45	111.41	125.91
30～50キロ リットル未満	112.85	112.10	113.50
50～100キロ リットル未満	109.50	108.97	110.00
100キロ リットル以上		111.75	111.26

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	125.19	113.86	117.43
30～60日未満	120.72	111.21	125.04
60 日 以 上	127.92	109.32	110.00

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月 別 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025 年 2 月	132.57	122.01	133.01
2025 年 3 月	134.96	124.51	135.17
2025 年 4 月	134.20	125.24	136.45
2025 年 5 月	128.52	117.95	131.96
2025 年 6 月	122.72	111.27	124.02

※消費税抜きの価格

国交省認定機関による運行管理者等講習の実施について

令和7年度の運行管理者基礎講習および一般講習が、下記のとおり開催されます。
インターネットまたはFAXにて実施機関に直接お申込みください。

【お申込み・お問い合わせ先】

◇(独法) 自動車事故対策機構 (ナスバ) 長崎支所 TEL: 095-821-8853

インターネット予約 <https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>

◇(株)おんが自動車学校 TEL: 093-293-2359 FAX: 093-293-2427

インターネット予約 <https://koshukaiyoyaku.jp/sunschool>

◇(有)新西海自動車学校 TEL: 0959-27-0136 FAX: 0959-27-1778

インターネット予約 http://www.shinsaikai.com/class_unkan.html

※申込用紙は、各実施機関のホームページよりダウンロードしてください。

(自動車事故対策機構はインターネット予約のみ)

【受講手数料】

基礎講習: 8,900円

一般講習: 3,200円 (協会会員は、全額助成金が適用されます。)

※自動車事故対策機構が実施する「eラーニング (eナスバ)」は、助成金の対象外となります。

講習開始後の返金はありません。当日会場受付にて、なるべくお釣りのないようお願いします。

【持ってくるもの】※今年度より、修了証明の方法が「手帳」から「修了証明書」に変わります。

運行管理者講習手帳 (講習手帳をお持ちでない方は、写真1枚「縦3.0cm × 横2.4cm」※サイズ厳守) ※おんがDSのみ
筆記用具、インターネット予約確認書又は一般講習受講予約申込書 (※自動車事故対策機構、おんが自動車学校)

【受付時間及び講習時間】※講師等の都合により時間に変更になることもあります。

実施機関	受付時間	区分	講習時間	
おんが自動車学校	9:00~9:30	基礎講習	1日目	10:00~17:00 ※9:30~オリエンテーション
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:30
		一般講習	9:30~16:00	
新西海自動車学校	9:30~10:00	基礎講習	1日目	10:00~17:00
			2日目	10:00~17:00
			3日目	10:00~15:00
		一般講習	10:00~16:00	

※自動車事故対策機構主催分はお問い合わせください。

1. 基礎講習

回数	実施日	実施場所	定員	主催
第1回	5月28日(水)~5月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校
第2回	6月11日(水)~6月13日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所
第3回	6月17日(火)~6月19日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第4回	7月1日(火)~7月3日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第5回	11月11日(火)~11月13日(木)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校
第6回	12月2日(火)~12月4日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校
第7回	【予定】12月10日(水)~12月12日(金)	長崎市「TBM長崎ビル 地下会議室」	36名	自動車事故対策機構 長崎支所

2. 一般講習

回 数	実施日	実施場所	定 員	主 催	
第1回	5月27日(火)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第2回	6月20日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第3回	6月26日(木)	五島市「福江文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第4回	6月27日(金)	新上五島町「有川鯨賓館」	20名	新西海自動車学校	
第5回	7月3日(木)	佐世保市「アルカスSASEBO 3階 会議室」	30名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第6回	7月10日(木)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第7回	7月11日(金)	長崎市「長崎市民会館 大会議室」	50名	自動車事故対策機構 長崎支所	
第8回	7月24日(木)	島原市「有明文化会館」	80名	新西海自動車学校	
第9回	8月1日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第10回	8月23日(土)	北松佐々町「佐々町文化会館」	30名	新西海自動車学校	
第11回	8月28日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第12回	9月3日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第13回	9月11日(木)	時津町「北部コミュニティセンター」	50名	新西海自動車学校	
第14回	9月29日(月)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第15回	10月9日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第16回	10月22日(水)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第17回	10月26日(日)	西海市「新西海自動車学校」	30名	新西海自動車学校	
第18回	11月6日(木)	大村市「サンスパおおむら」	40名	新西海自動車学校	
第19回	11月22日(土)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第20回	12月5日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	新西海自動車学校	
第21回	12月11日(木)	平戸市「田平町民センター」	30名	新西海自動車学校	
第22回	1月15日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★
第23回	1月21日(水)	佐世保市「佐世保市労働福祉センター」	50名	新西海自動車学校	
第24回	1月30日(金)	長崎市「県ト協研修会館」	80名	おんが自動車学校	
第25回	3月5日(木)	長崎市「TBM長崎ビル11階 ナスバ長崎支所」	22名	自動車事故対策機構 長崎支所	★

★は講師資格者の下、事前収録した動画を視聴する形式

令和7年度助成事業について

1. 主な留意点

- ①全助成事業で**事前申請**としています。(健康診断受診促進助成事業を除く)
 <申請の流れ> 装置、車両の導入前、自動車学校への申込前に申請 ⇒ 交付決定 ⇒ 導入、免許等取得 ⇒ 実績報告 ⇒ 助成金交付
- ②装置関係は指定の機器があります。詳細は協会へお問い合わせください。
- ③**申請期間：7/1(火)～12/19(金)** ※免許等取得促進助成事業は**1/30(金)**まで
実績報告期限：2/20(金) ※運転記録証明書促進助成・適性診断受診促進助成事業は**3/19(木)**まで
 3月導入・実施分は助成の対象外となりますので、助成を希望される場合は計画的な導入を行って下さい。

2. 助成事業一覧

助成事業		概 要
ドライブレコーダー	事業内容	別に定める対象車載器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	全日本トラック協会が標準型、運行管理連携型に指定した機器
	助成金額	標準型：機器価格(税抜)の1/2(上限5千円/台) 運行管理連携型：機器価格(税抜)の1/2(上限1万円/台)
安全装置等	事業内容	別に定める対象機器の導入について、助成を行います。(国補助金との併用は不可)
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①後方視野確認支援装置 ②側方衝突監視警報装置 ③アルコールインターロック ④I T点呼に使用するアルコール検知器 ⑤トルクレンチ ⑥自動点呼機器
	助成金額	①③④：機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台) ②機器価格(税抜)の1/2(上限10万円) ⑤取得価格(税抜)の1/2(上限3万円) ⑥導入費用(周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む) (上限10万円)
	その他条件等	* ②は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックに装着した場合に限る。 * ②をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものに限る。 * ④は、I T点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。 * ⑤は、600N・m以上の締め付け能力を有するもの1事業所1台 ⑥は、1事業者1台ただしGマーク取得事業者は2台
アルコール検知器	事業内容	アルコール検知器の導入について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません
	助成金額	機器価格(税抜)の1/2(上限2万円/台)
	その他条件等	* Gマーク事業所におけるI T点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。 * 来年度以降の助成事業継続が未定の為、今年度中の導入を促進します
血圧計	事業内容	血圧計を導入した場合、助成金を交付します。※助成対象機器等については全ト協基準に準じます。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	1台あたり装置の取得価格の2分の1(上限5万円/台)
S A S スクリーニング 検査	事業内容	指定する検査・医療機関で健康保険適用外である第1次検査および第2次検査を受検する際、助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	第1次検査および第2次検査の合計費用の半額(上限2,500円/人)
安全運転研修 (ドライバー等 安全教育訓練 促進)	事業内容	指定研修施設にドライバー等を派遣し、安全運転教育(研修)を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	研修費(宿泊費等)の全額又は一部及び交通費(離島地区外5千円、離島地区1万円) ①一般運転者・初任運転者・指導監督者研修(1泊2日)：55,440円(受講料の全額)＋交通費 ②一般・初任ドライバー研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)＋交通費 ⇒全ト協特別研修 ③添乗・指導管理者研修(2泊3日)：53,900円(受講料77,000円の7割)＋交通費 ⇒全ト協特別研修 * 受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付 * ②③について、Gマーク取得事業所の場合は受講料の全額助成(77,000円)
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで
初任運転者 特別指導講習会	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	特別指導教育(初任)の対象者
	助成金額	研修費の全額 年10回
高齢運転者 安全運転研修	事業内容	協会が開催する指定研修にドライバー等を派遣し、安全運転研修を受講させた場合、助成を行います。
	対象	60才以上の方を対象としたカリキュラムとなります。※適齢運転者に対する特別指導には該当しません。
	助成金額	研修費の全額 * 適齢診断を受診することが出来ます。 * 講習受講料に対する助成金は研修実施機関へ直接交付
	助成上限	研修1回あたり1事業者2名まで

助成事業		概 要
健康診断 受診促進	事業内容	会員がその事業用自動車の運転者に対し、健康診断を受診させた場合、助成を行います。 ※助成対象者は事業用自動車の運転者に選任された者のみで、その他従業員等は助成対象ではありません。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.2.20 ※令和 7 年 4 月以降の受診が助成対象です。
	助成上限	車両数の 1、2 倍まで
	助成金額	運転者 1 名につき 1,500 円
安全性評価事業 認定促進	事業内容	安全性優良事業所の認定を受けた会員事業者に対し、ステッカーを助成（交付）します。
	申請期間	申請期間：認定公表から 2 週間以内
運転記録証明書 取得促進	事業内容	会員がその事業用自動車の選任運転者及び新規採用者に係る運転記録証明書を取得した場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	助成上限	当該事業所（県内営業所）に所属する事業用自動車の選任運転者及び採用運転者
	助成金額	運転者 1 名につき 670 円
適性診断 （特定）	事業内容	適性診断（特定）の受診料の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.4.1～令和 8.3.19
	対象診断	①初任診断 ②適齢診断
	助成金額	3,800 円 * 助成金は診断実施機関へ直接交付
適性診断機器 （一般）	事業内容	別に定める指定適性診断機器を導入する場合、導入費用の一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成上限	1 台まで
	助成金額	指定機器 1 台につき 2 0 万円
環境対応車	実施主体	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック：協調（県ト協、国、全ト協）
	事業内容	環境対応車を導入する際、種別に応じて、助成を行います。
	申請期間（県ト協）	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ③電気自動車 ④燃料電池自動車 * 令和 6.4.1～令和 7.2.21 までに導入（支払）が完了するもの
	助成上限	1 事業者 1 両まで
	助成金額	①CNGトラック ②ハイブリッドトラック ※お問合せ下さい。
アイドリング ストップ 支援機器	事業内容	別に定める対象機器の導入について、装置の機能に応じた助成金を交付します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	対象機器・装置	①蓄熱マット ②エアヒータ ③車載バッテリー式冷房装置
	助成金額	①蓄熱マット：5,000 円（全額：県ト協） ②エアヒータ：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協） ③車載バッテリー式冷房装置：機器価格の 1/2 * 上限 6 万円（全額：全ト協）
グリーン経営 認証促進	事業内容	グリーン経営認証制度において、認証・登録又は更新に要した費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 7 万円、更新 5 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
信用保証料	事業内容	セーフティーネット関連の信用保証協会融資にかかる保証料について、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	保証料の 1/2（県ト協：1/4 全ト協：1/4）※一年度一事業者あたり上限 2 0 万円
免許等取得	事業内容	会員がその従業員に対し、各種免許等を取得させる場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 8.1.30 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	準中型新規：4 万円、準中型限定解除：2 万 5 千円、特例教習：受講費用(税抜)の 1/3(上限 10 万円)、 大型・中型・けん引：取得費用(税抜)の 1/2(上限:大型 15 万円、中型・けん引 10 万円) フォークリフト：31 時間・35 時間講習 1 万円、11 時間・15 時間講習 5 千円
	その他条件等	協会指定研修の受講（特例教習、フォークリフトを除く）
中小企業大学校	事業内容	会員がその従業員等に対象となる中小企業大学校講座を受講させた場合、助成を行います。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	受講料の 2/3（県ト協 1/3・全ト協 1/3）
働きやすい職場 認証取得促進	事業内容	働きやすい職場認証制度において、新規認証取得又は認証継続にかかる費用のうち一部を助成します。
	申請期間	申請期間：令和 7.7.1～令和 7.12.19 実績報告期限：令和 8.2.20
	助成金額	新規 3 万円、継続 2 万円 * 費用の合計が各助成額に満たないときはその金額まで
運行管理者 一般講習	事業内容	会員がその運行管理者等に運行管理者講習（一般）を受講させた場合、助成を行います。
	助成金額	受講者 1 名につき 3,200 円

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意ください。

◆適性診断（初任・適齢） *開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 *開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 *開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） *開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） *開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おんが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おんが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

	診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催 (新西海)	A 適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B 初任運転者特別指導講習会	17～18	22～23	11～12	16～17	28～29	18～19	8～9	19～20	18～19	15～16
	C 高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催 (おんが)	D 一般・初任貨物運転者研修		24～25	7～8 14～15	5～6		6～7	11～12	8～9		17～18
	E 添乗（同乗）指導者研修						27～28				
	全ト協 一般・初任運転者研修	12～14		21～23					15～17		
	添乗・指導管理者研修		17～19		19～21						
	一般・事故再発防止研修							18～20			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：岩崎・川浪）：TEL 095-838-2281 / FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136 / FAX 0959-27-1778
 おんが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359 / FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒 ー

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日(年齢)	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地:長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。



申 込 先

新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷 1 2 3 8 - 3
TEL 0 9 5 9 - 2 7 - 0 1 3 6

FAX 送信先 0 9 5 9 - 2 7 - 1 7 7 8

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか☐ ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は☑
	受講者氏名			
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐15:00～ ☐16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和7年9月10日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～ 9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合わせをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会 長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日（13 時間）	
2	初任運転者研修 2 日（15 時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2 日（13 時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記 1 の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受 講 者 氏 名	性 別	年 齢	生年月日	採 用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領：要・不要
	男		年	年			希望する・しない
	女	歳	月 日	月 日			指導要領：要・不要

※交通費助成申請

☐ 離島地区外：5 千円

☐ 離島地区（五島、上五島、奄岐、対馬）：1 万円

【 注 意 】

※ 研修 1 回あたり 1 事業者 2 名まで

※ 受講料（55,440 円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の 10 日前までに、下記の研修施設へ FAX で提出してください。

・ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200 円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

最近は特に動物の飛び出しが頻繁に発生しておりますが、過去にトラックの運転中に体験した、私の一番の恐怖体験をお話致します。

高速道路を走行中、追い越し車線を走行していた他のトラックが鹿をはね、そのはねられた鹿が、手裏剣の様に走行車線を運転していた私のトラックの方に向かって飛んで来ました。

私はびっくりしてパニックになりブレーキをかけ、ハンドルを切って、かわそうとしましたが間に合わず、鹿の尾の部分のタイヤで踏んづけ、トラックが斜めに傾き、もう少しで横転しそうなところをとっさにハンドルを右に切って、何とか持ちこたえ、横転せずに済みました。

体からは冷や汗が出て、ほっとしたのと同時に、恐怖で震えが止まらなかったのを覚えています。

横転しなかったのは奇跡で、たまたま踏んづけた場所が尾の端っこだったのが良かったのか、直前で急ブレーキをかけてスピードを緩めたのが良かったのか、横転すると思ったとき諦めずハンドルを右に切ったのが良かったのか、今となってはその全てがあって横転せずに済んだと思っています。

しかしこれは本当に奇跡で、ほとんどの場合、大きい鹿を踏んづけたら横転は免れないと思われます。

私は、この体験でこのような場合、鹿に乗り上げるくらいならまだ鹿に当たっている方が被害は格段に小さくて済むように感じました。私の場合は奇跡的に横転を免れ、バンパーがへこんだり、トラックが傷ついたり、パンクしたりして走行不能になることはありませんでしたが、エンジンルームは鹿の血で血だらけになり、洗車機で鹿の血を流し落とすのは相当時間かかり、大変な作業でした。

一步間違えば、横転して大怪我をしたかもしれませんし、高速道路を何時間も通行止めにして多くのドライバーに迷惑をかけたかもしれませんし、トラックを廃車にしたかもしれません。

私の取った判断は、たまたま奇跡が重なって助かっただけで、十中八九このような判断をした場合、横転は免れないと思います。

例えば鹿の尾ではなく、角を踏んづけたらパンクして走行不能になり、後続に渋滞を引き起こしただろうし、最悪の場合横転しただろうし、鹿の角でなくても鹿の中心あたりを踏んづけていたら横転は免れなかったと思います。かといって、後方の安全も確認できる時間も無いのに、車線変更して後方の車両にぶち当たるリスクもおかせません。本当にどうしたら良かったのか自問自答しましたが、常に最悪の場合を想定したら、一番被害が小さくて済むのは、飛んで来た鹿にできる限りスピードを緩めて正面から当たることかな、と思いました。

最近、鹿よりも大きい熊が頻繁に出てくるようになり、動物による事故も増えているように思います。私たちに出来ることは、車間距離をできる限り取る。スピードを出しすぎない。目線をなるべく遠くにおいて、一刻も早く先で起こっていることに気づく。この3点かなと思います。

今回体験したことで、トラックの横転みたいなことを

を自分はしないと、たかをくくっておりましたが、実際もう少しで横転させてしまうという場面に出くわしたことで、いつも以上に考える時間を取りましたし、こういう時はこうする、というシミュレーションも今まで考えたことも無かったのですが、考えておかないと、とっさの判断を迫られた時に間違った行動を取ってしまい、本来小さな被害で済むところが、被害を拡大させてしまうこともある、と身をもって頭にたたきつけられました。

以上、こちらは私が体験した、トラックドライバーという仕事をさせてもらって一番恐怖を感じた体験記です。

ドライバー体験記

鹿の飛び出し

(近畿) 越野運送㈱

森木 圭一





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたご自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushujpnecat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習

〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育(現在、長崎県内では実施している機関はありません)

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604 http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

【熱中症対策シリーズ】

熱中症を防ごう！（陸運業の対策）

陸運業における熱中症の災害統計、災害事例・特徴とその対策(1)

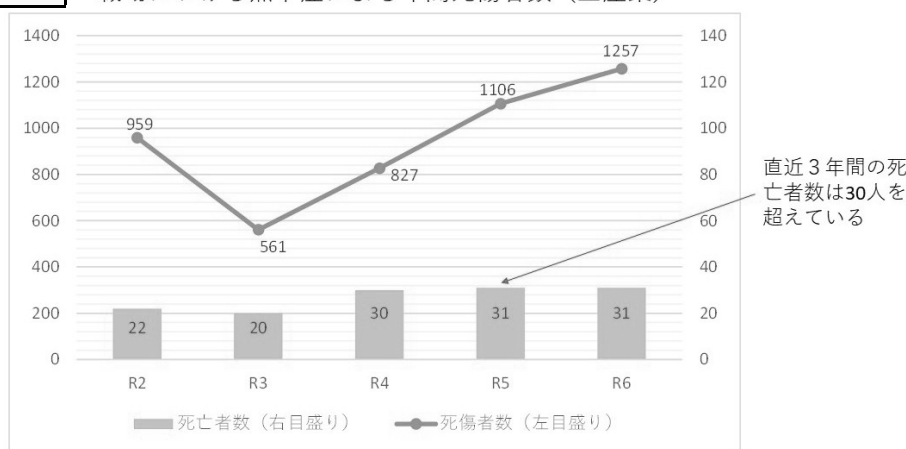
本誌では陸運業に特化した熱中症対策について、4か月にわたって特集しています。

本号では、職場における熱中症による災害統計とともに、令和6年5件及び令和5年1件の陸運業における熱中症による死亡災害を本号と次号の2回にわたって取り上げます。尊い命を守るために、できる対策を必ず行いましょう。

～ 熱中症の災害統計 ～

1 全産業

職場における熱中症による年間死傷者数（全産業）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）

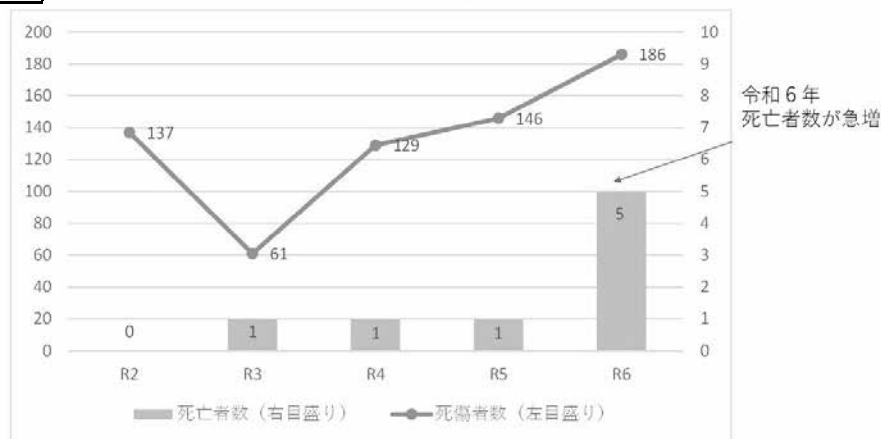
死傷者数は、令和2年から3年においては、夏期の平均気温が相対的に低かったこと、コロナ禍で活動が縮小したことなどの要因があり、減少傾向にありましたが、令和4年～6年においては気温が上昇し、死傷者数が急増している状況です。

令和6年の死傷者数は、1,257人と、熱中症による死傷者数の統計を取り始めた平成17年以降で、最多となりました。

死亡者数は、令和4年～6年の3年間は30人を超える状況が続いています。

2 陸運業

職場における熱中症による年間死傷者数（陸運業）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）
※R6年死傷者数の数値は、令和7年1月7日時点までの速報値。

陸運業における死傷者数は、全産業と同じような傾向で、令和4年以降急激に増加しています。同死亡者数については、過去0人～1人でしたが、令和6年は5人と急増しています。

～ 災害事例・特徴とその対策(1) ～

事例 1

水分補給後、わずか20分後の悲劇 ～倉庫内作業中に発生した熱中症死亡事故～

【災害の概要】

派遣労働者として勤務していた倉庫作業員は、8時から構内での作業を開始しました。

11時30分頃に休憩所で休憩と水分補給を行ったのち、再び作業場所に戻って作業を再開しました。

ところが、そのわずか20分後の11時50分頃、通路に倒れているところを発見されました。意識はほとんどなく、救急搬送されたものの、脱水症状に伴う心不全で亡くなりました。

【この事例からの教訓と対応】

水分補給後でも、油断は禁物

この事例では、11時30分に休憩・水分補給を行っていますが、たった20分後に症状が現れています。水分を取ったとしても、摂取量が不十分だったり、塩分が不足していた可能性があり、脱水状態を防げなかったと考えられます。

自覚症状が出たら、すぐに休む勇気を

「ちょっとフラつくけど、あと少し……」そんな無理が、命取りになることもあります。熱中症の初期症状は「軽いめまい」や「だるさ」など、一見すると軽いものに見えることもあります。体調不良を感じたら、ためらわず休憩を取ることが大切です。

体調不良が熱中症に気付く妨げに

もともと頭痛やだるさがあると、熱中症の兆候に気付くにくくなります。さらに、熱で意識が朦朧としてくると、自分で判断することすら難しくなります。周囲の声かけや異変への気付きも重要です。



救急搬送までの初期対応も課題に

この事例では、倒れた際の初期対応について記録がありません。

熱中症が疑われる場合には、涼しい場所への移動、衣服をゆるめる、水分（経口補水液など）の補給、氷や冷却剤による冷却など、即座の対処が求められます。



事例 2

トラック荷台の上で倒れた作業者
～単独作業中に発生した熱中症死亡事故～

【災害の概要】

被災者は、10時58分から出荷元の作業者とともに、10tトラックへの建材の積込作業を行いました。11時27分からは、被災者が単独で積み込んだ建材の固縛作業を継続しました。

その後、12時44分にトラックの荷台上で意識を失って倒れているところを発見されました。救急搬送されましたが、熱中症による多臓器不全で後日死亡が確認されました。当時の気温は36.0℃。強い日差しの中、荷台上という遮るものがない場所での作業でした。



【この事例からの教訓と対応】

単独作業は「発見の遅れ」というリスクを常に伴う

単独での作業中に体調を崩しても、自ら助けを求めることができれば命にかかわる事態になりかねません。特に高温下では、意識が朦朧とするなど、自力での判断・行動が困難になる可能性があるため、十分な対策が必要です。

教育によって「自分で気付き、自分で止める」意識づけを

単独作業では、本人が自覚症状を察知し、速やかに休憩・報告することが何より重要です。そのためには、日頃から熱中症に関する教育を行い、「めまい・だるさ・吐き気」などの初期症状に気づいた時点で対処できる力を養う必要があります。

新たな対策としての“見える化”の活用

近年では、ウェアラブル端末等を用いて作業者の体温や心拍数をリアルタイムで把握するシステムも登場しています。

こうしたテクノロジーの導入により、「異常を外から察知する」ことが可能になりつつあり、特に単独作業者の安全確保に有効な手段となり得ます。



事例3

屋内でも起こる熱中症
～倉庫内作業中の突然の転倒とけいれん～

【災害の概要】

被災者は、倉庫内1階で製品のピッキング作業中、突然転倒し、続いてけいれんを起こして意識を失いました。すぐに病院へ搬送されましたが、翌日、熱中症による死亡が確認されました。

当日の気温は33.2℃。屋外に比べて直射日光はないものの、換気が不十分で熱が籠もりやすい倉庫内では、熱中症リスクが十分に存在する環境でした。

【この事例からの教訓と対応】

空調の有無で、作業環境は大きく変わる

倉庫内は、外から見れば涼しそうに感じられるかもしれませんが、空調設備がない場合は熱気が籠もりやすく、風通しも悪いため非常に危険です。

こうした環境では、空調服の着用やスポットクーラーの設置など、身体を冷やす工夫が必須です。

突然の転倒は、すでに意識障害が起きていた可能性

被災者は突然転倒し、その後けいれんを起こしています。

このような場合、すでに熱中症による脳の機能障害が始まっていたと考えられます。意識がない状態では水分補給などの自己対応はできず、発見者がすぐに救急要請し、適切な初期対応を行う必要があります。



発見時の対応が生死を分ける

けいれんが確認された場合は、転倒による二次的なケガや、呼吸の妨げにも注意が必要です。

救急車の到着までに、衣服をゆるめて涼しい場所へ移動し、身体を冷やすといった初期対応が行われるかどうか、命を救えるか否かの分かれ目となります。



全国各支部で「陸運業における熱中症対策セミナー」が開催されています



令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症対策が義務化されました。

職場で発生する熱中症の多くが初期症状の放置や対応の遅れであることから、熱中症の恐れのある労働者を早い段階で見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することが重要です。

こうした熱中症重篤化を防止すること等を目的に、6月から全国各支部、支部及び都道府県トラック協会との共催等により、陸運業における熱中症対策セミナーが開催され、多くの方々が参加されています。参加者は熱心に聴講されており、陸運業における熱中症対策についての関心の高さがうかがえました。

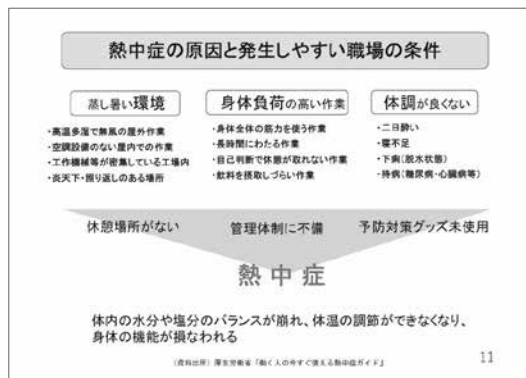
一例として、陸災防長崎県支部では、令和7年6月30日(月)、長崎県トラック協会研修会館で開催し、会員事業者等41社47名が参加しました。当日は、陸災防田畑安全管理士・衛生管理士が、熱中症の原因と発生しやすい職場の条件、好事例等について講演しました。



講師 田畑安全管理士・衛生管理士



セミナー参加者に配られたリーフレット



※※「動く人の命をぐんぐん助けるガイド」※※

好事例

(事例1) 暑熱順化の後戻りを防ぐ
暑熱順化をしても、連休など3日以上休みが続く場合、元に戻ってしまうので、休みの間にも外出したり、運動したり、サウナに入ったりするなど、暑い環境に身体をさらすように心がけた

【事例2】水分の摂取方法の改善
毎年数人の熱中症が発生する職場で、全員が起床してから作業前に500ccの水分を摂ておくよう周知徹底したところ、それ以来熱中症が発生が激減した。
脱水症状が出てから速やかに水分と塩分を経口摂取しても、胃や腸の消化管に届いて体内に取り込まれるのに20分はかかるので、早期摂取が効果があったもの

セミナー資料の一部

【連載】（第6回(最終回)）

荷役労働災害防止コンサルティングにおける診断結果と指導内容について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

陸災防では労働災害を発生させた陸運事業場等に対して、安全管理士による「荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っています。本連載では、実施したコンサルティングの内容等を紹介します。貴事業場における労働災害防止対策の参考にしていただければ幸いです。

1 コンサルティング実施事業場

- (1) 実施事業場：陸運業 従業員17名
- (2) 実施時期：3月
- (3) 被災者：運転者／30歳／経験年数10年
- (4) 被災状況：左脛骨高原骨折
(休業見込み：2か月)
- (5) 車両：10 t 低床ウイング車／
1.5 t フォークリフト
- (6) 保護具：ヘルメット（会社支給）、ゴム
引き軍手・安全靴（自主購入）

2 ヒアリングの内容**(1) 災害発生状況**

被災者は、低床トラックの荷台後部を自社倉庫のトラックバースに接車し、バースに置かれたパレットから荷をトラック荷台の空きスペースに手積みする作業を行うこととされていたが、バースが空かないため、バースから離れた場所で待機していた。

しかし、当日は出荷が多く、バースが空かない状態が続いたため、被災者は、荷主先への着時間の遅れを予想し、離れた場所に止めたトラックまでフォークリフトを運転してパレットを運び、トラック荷台左側に向かってフォークリフトを直角に停止させた。荷台の高さに合わせて1mほどリフトアップしてフォークリフトから降車し、地上からパレット上の荷をトラックに手積みしていたが、荷台に積みたい位置へ地上からでは届かなくなったので、荷台に上がり、荷が載っていないパレット端部に足を掛けて手積みしていたところ、作業途中でバランスを崩して転落し受傷した。

(2) 災害の原因

- ・本来の作業手順を守らなかった。
- ・フォークリフトのキーが管理されていなかった。

- ・フォークリフトでリフトしてあるパレット端部に足を掛け作業した。（用途外使用）

- ・安全衛生推進者は、出荷数が多い日は積込作業の遅れ及び車両発時間の遅れ等から作業者が「急ぎの心理」となり、事故災害が発生しやすい状態になることを考えず、作業者個々の判断に任せて作業させ、適切な対応をしなかった。

(3) ヒアリングで確認できたこと

- ・作業者は過去にも同様な作業を行っていたが事故が起きたことがないため、危険な作業として認識していなかった。

(4) 安全管理の状況

- ・安全衛生推進者は専任ではなく部長が兼務している。
- ・フォークリフト作業の作業計画が作成されていない。
- ・複数人での作業となる場合の作業指揮者が選任されていない。
- ・月に一度、元請から事故事例や安全指示が送られてきて、詰所に掲示している。
- ・運転者等への安全指示は、必要の都度、運転者個人に口頭で指示していて記録はない。
- ・添乗教育はベテランが行っているが記録はなく、部長が経過を確認し本人と面談して作業に就かせるか否かの判断をしている。
- ・運転者への定期的な教育指導は、国土交通省の定める「法定12項目」を実施している。

3 指導・助言事項

- (1) フォークリフトのキーは厳重に管理する。
- (2) フォークリフト作業では、作業計画を作

陸運と安全衛生 No.679

- 成し関係者全員に徹底する。
- (3) 複数人での作業となる場合は、作業指揮者安全教育を受けた者の中から作業指揮者を選任し、その任に就かせる。
- (4) 定期に従業員の意見を聴く場を設け、議事録を記録して残す。
- (5) 荷役ガイドラインに記載されている「労働者の遵守事項」を「法定12項目」に織り込んで荷役作業の安全についても定期的かつ継続的な指導教育を行う。

4 コンサルティングを終えて

本稿の「2(1)災害状況」は「労働者死傷病報告書」に記載された内容を示し、「2(3)ヒアリングで確認できたこと」はコンサルティングでの聞き取りで確認できたことを記載しました。

ヒアリングを行う中で、「労働者死傷病報告書」に記載された内容が、実際に起きた事象に比べ記載内容が大きく不足している案件に多く出会います。「災害発生状況及び原因」の記入欄は大きいものではないため、原因を記載する

ことができず、発生状況のみを記載しているためだと考えられます。

記載内容が不足するため、本当は運転者が指示された手順を守らなかったという内容が、運転者の注意不足によるものというような内容になってしまいます。

本件では、本社の安全担当が「労働者死傷病報告書」を作成し、「災害発生状況及び原因」については概要の記載だけとなりましたが、別途社内で詳細な事故報告書が作成されており、災害防止対策会議を開催して周知するとともに、現行指示されている作業手順の遵守状況もヒアリングされていました。ここまで対応するのは、荷主等による外力の影響もあると思いますが、その影響によって、従業員や会社の意識が高まればとそれでも良いと思います。おぎなりの口頭による「気を付けて作業するように！」という指示だけでは、同種の災害が再発する可能性が高くなるのではないかと考えます。

【厚生労働省からのお知らせ】

令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施中！

～暑さ指数(WBGT)の把握、熱中症を重篤化させないための措置、有訴者への特段の配慮～

厚生労働省は、5月から9月まで、陸災防を含む労働災害防止団体などと連携し、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。

「熱中症予防のための情報・資料サイト」、「職場における熱中症予防情報」等の情報を活用いただき、熱中症予防対策に取り組んでください。

熱中症予防のための情報・資料サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/index.html

職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場の熱中症対策パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph04



パンフレット
みんなで防ごう！熱中症

災害事例
と
その対策登り坂のスロープ上において
台車で荷を運搬中、押し戻され下敷きに

商品の運搬作業では、作業効率向上、ドライバーの負担軽減のため、ロールボックスパレット（カゴ台車）、カートラック等人力運搬機械の利用は欠かせません。

人力運搬機械は、非常に便利な反面、荷の偏り等でバランスを失い横転したり、路面の傾斜で逆走したりして、台車等に積載された重量物の下敷きになって負傷・死亡する事例が多数みられます。

取り扱う荷の種類、重量、形状などによっては、運搬作業を二人作業で行うことや、危険を予知し、荷が倒れ掛かってきた場合には身をかわすことなどがが必要です。動き出した数百kgの荷を人力で支えることは不可能だからです。

1 被災者について

被災者：トラックドライバー、59歳、経験年数10か月

発生月時：8月、午前11時頃

発生場所：配送先スーパー敷地内のスロープ

負傷の程度：腰部・臀部・右膝打撲（職場復帰まで2週間）

2 災害発生状況

被災者は、飲料水、日用雑貨等の商品（重量80kg）が積載された6輪台車を配送先のスーパーの倉庫に搬入するため、バン型トラック（テールゲートリフター付き）で商品搬入用駐車場に到着した。トラックから台車を降ろし、倉庫に向かう途中、狭隘かつ傾斜のあるスロープ上で台車を押して登っていたところ、商品の積載バランスが悪かったため、台車が押し戻されて逆走し、崩れ落ちた商品の下敷きとなって負傷した。

3 災害の原因と問題点

(1) 不安全状態（環境）

- 商品搬入用駐車場から倉庫までのスロープは幅員1.5m、傾斜3度のモルタルが塗布された通路であったこと。

- 6輪台車には中間棚を装着しており、上段に重量のある飲料水が積まれていたため、台車の重心が高かったこと。
- 商品が積まれていたため、台車前方が見えにくい状態だったこと。
- 商品に荷崩れ防止対策がされていなかったこと。

4 再発防止対策

- 配送先における荷役作業に係る作業環境、例えば平坦な通路への改善が望まれるところですが、荷主等の理解・協力等が必要なことから容易には実現できないでしょう。本件については、逆走しない台車（ホテルなどで見られるブレーキ付手荷物カート）の選定、使用が望まれます。
- 台車への荷の積込みに際しては、重心が低くなるよう重いものを下に積むこと、荷崩れ防止の措置を講ずることが必要です（本件台車への積込作業は他社が行っているため、荷主、商品仕分け業者との協議が必要です。）。
- 人力運搬機械を用いて作業を行うドライバーに対する定期的な安全衛生教育が不可欠です。
- 配送先の作業環境にあった作業方法・作業手順を定め、関係者への周知が必要です。



6輪台車

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

九ト交協の取扱商品

自動車共済 ～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～

最大 **70%** の優良割引

デジタコ搭載車は **2%** 割引 (対人共済・対物共済)

掛金を一括で支払うことによる **一括払割引**

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で **一括契約割5%**

契約台数に応じた **多数契約割引**!!

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます!!

自賠責共済 ～長崎県下10社の代理店～

損害保険 ～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動 ～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当 ～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が出た場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。(配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。)

安心のロードサービス ～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両(構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く)が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円(一部自己負担金あり)のレッカー搬送費用を負担いたします。

九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL: 0956-87-0083 (担当 田崎)

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。



～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえと思ってたけど、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムーズに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



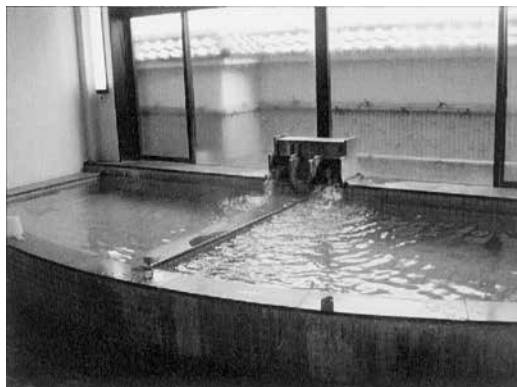
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
- ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
- ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてもボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………900円(税込)
- トルコライス……………1,350円(税込)
- かつ丼……………980円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,350円(税込)
- カツカレー……………1,050円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室

女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台

中型トラック……………5台

小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km

(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション

長崎県諫早市貝津町1051-12

TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等に是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ ご希望の教材に○印をお願いします

※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ! 事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告!	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか? 高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ! 飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために!		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ! 危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	ストップ! 車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
健康管理		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない!	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう! ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ! 風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1
		44	★いのち つながれ「生命のメッセージ展」	9分	DVD	1

事業者名		※貸出確認	※受付
担当者名	TEL: - -	本 ※返却日	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

注文日: 令和 年 月 日

FAX: 095-839-8508

注文部数をご記入ください

No.	品名				単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)				1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)				1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)				1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)				1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)				1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)				1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)				1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)				1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)				1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★				1枚	33		
11	運行指示書				1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)				1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)				1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)				1冊	792		
15	作業指図書				1冊	176		
16	事故報告書(1セット)				1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★				4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	KM26-120-2C		M24-120K	1個	880 (R7.4~)		
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120		L7-140				
		その他 ()						

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名		TEL	
		FAX	
帳票類送付先	☐ に✓して下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - * 上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
 ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	
	確認	

合計金額	
------	--

ながさきデコ活^{かつ} やってみよう! ゼロカーボン アクション12

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるため、私たちが今すぐ取り組める環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」をこれから毎月紹介していきます。是非チェックして実践してみてくださいね。

9月の
テーマ

『サステナブルなファッションを！』

～クールビズ&ウォームビズは当たり前～
着るコト上手 は エコ上手

クールビズ



涼しい素材を選んだら
暑い夏でもさらに快適！

ウォームビズ



重ね着は素材の組合せ
であったか効果が倍増！

長く大切に



デザイン良し！
素材良し！
なら長く着られます！

ながさき環境県民会議・長崎県地域環境課

TEL：095-895-2512 長崎県 ゼロカーボンアクション12

検索



デコ活
くらしの中のエコろがけ

■ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12ってなに？

地球温暖化を防止し、脱炭素・資源循環型ライフスタイルへの転換を進めるための、環境にやさしい行動「ながさきデコ活 ゼロカーボンアクション12」
今すぐ取り組めるアクションをこれから毎月紹介していきますので、ぜひ実践してみてくださいね。

～クールビス～

風通しが良く涼しい夏向けの素材にもこだわって、天然素材の服を選びましょう。

○夏向けの代表素材 「リネン（麻）」「オーガニックコットン（綿）」

- ・リネン（麻）は植物の茎で作られる素材。繊維の中が空洞になっており、丈夫な素材で長く着続けられます
- ・「オーガニックコットン（綿）」はコットンに比べて製造時の水消費が大幅に少ない環境にやさしい素材です

○服の作られ方にも目を向けよう！

CO2排出量の45%以上が原材料調達によるものです。

オーガニックコットンなどのサステナブルな素材を選ぶことで環境負荷を削減できます。

～ウォームビス～

冬を暖かく過ごすための着こなしのポイントは「重ね着」です。重ね着をすると、服と服の間に空気の層（そう）ができるので、より暖かく保たれます。

○重ね着のポイント 1枚目 インナーは吸湿性のすぐれたものを着ましょう

2枚目 シャツやブラウスはゆったりめで空気の層を作りましょう

3枚目 カーディガンやセーターはふんわり繊維で保温効果を保ちましょう

4枚目 コートやジャケットで風通しをシャットアウトしましょう

さらに！三つの首（首・手首・足首）を温めたら体はポカポカです。

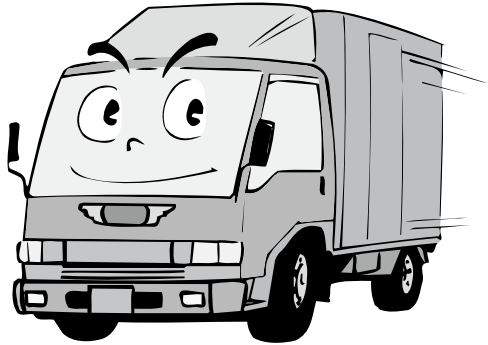
お部屋でも上手に「重ね着」をしたら、寒い季節でも暖房器具の設定温度を下げ、電気代もお得になりますよ。二酸化炭素の排出量も削減できて一石二鳥！

～長く大切に～

一着を長く着るために品質を重視し、組合せがしやすいデザインの服など価格に見合う価値ある商品を購入しましょう。

素材に適したお手入れや、洗濯を心掛け長く着られるようにしましょう。

黄信号



アクセル踏まずに ブレーキを

(兵庫) 株新宮運送
鳥越 博明

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「基幹」を究め、物流と生産の効率を高める
ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新しいGIGAは生まれました。
「基幹」という物流と生産のビジネスにおいて、
トラックに必要とされる様々なニーズを。
先進の技術やデジタルパワーで革新的に解決、低減し
より豊かな安心を生み出します。
ぜひなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1522番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有明町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



UD UD TRUCKS

Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)

日野レンジャー(中型トラック)

日野デュトロ(小型トラック)



九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。

FUSO



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎県小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小瀬戸町571	TEL:0957-23-5588